

第107号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正理由

印鑑登録証明書の申請は、現状では窓口での印鑑登録証の提示もしくはコンビニ設置の多機能端末機による方法に限られている。「品川区DX推進基本方針」の策定により、全庁的に業務・サービスのデジタル化を進めるため、オンラインによる申請方法を設け、区民の利便性向上を図る。

2 改正概要

印鑑登録証明書のオンライン申請を開始することに伴い、条例および施行規則を整備する。

【現行】

印鑑登録証明書は、窓口かコンビニの多機能端末機での申請・交付。

【変更後】

現行の方法に加えて、オンラインによる申請が可能となる。

(条例)

印鑑登録証を要せず申請する方法を可能とする。

(施行規則)

スマートフォン等から署名用電子証明書を備えたマイナンバーカードを使用し申請を行う。印鑑証明書は郵送で交付を行う。

3 新旧対照表

別紙参照

4 施行期日

令和5年4月1日

○品川区印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">昭和50年5月15日条例第12号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 印鑑の登録（第3条－第16条の2）</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第17条－第20条）</p> <p>第4章 雑則（第21条－第24条）</p> <p>付則</p> <p>（印鑑登録証明の申請）</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。<u>ただし、別に規則で定める方法により申請する場合にあつては、印鑑登録証の提示を省略することができる。</u></p> <p>（印鑑登録証明の制限）</p> <p>第19条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。<u>ただし、前項ただし書きに規定する場合にあつては、印鑑登録証を提示したものとみなし、印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用して、多機能端末機（区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録の証明を申請し、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: right;">昭和50年5月15日条例第12号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 印鑑の登録（第3条－第16条の2）</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第17条－第20条）</p> <p>第4章 雑則（第21条－第24条）</p> <p>付則</p> <p>（印鑑登録証明の申請）</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。</p> <p>（印鑑登録証明の制限）</p> <p>第19条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用して、多機能端末機（区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録の証明を申請し、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

○品川区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">昭和50年 5 月15日規則第39号</p> <p>(印鑑登録証明書の交付等)</p> <p>第9条 区長は、条例第18条の規定による印鑑登録証明書交付の申請があつたときは、印鑑登録証および印鑑登録証明書交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合し、相違がないことを確認したうえ、当該申請をした者に対して、印鑑登録証明書を交付し、かつ印鑑登録証を返付する。</p> <p><u>2 条例第18条ただし書きに規定する規則で定める方法は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項の署名用電子証明書が記録された個人番号カードを利用して、品川区長が所管する申請等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年品川区規則第65号)第2条第6号の電子情報処理組織を使用して申請する方法とする。</u></p> <p><u>3 前項に規定する申請があつたときは、電子情報処理組織において入力された暗証番号を電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第6条第2項の規定により設定された暗証番号と照合し、かつ、当該申請に係る事項を印鑑登録原票と照合し、相違がないことを確認したうえ、当該申請をした者に対して、当該者の住所へ郵送することにより印鑑登録証明書を交付する。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、区長は、条例第20条の規定による印鑑登録証明書交付の申請があつたときは、多機能端末機に入力された暗証番号を電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第2項の規定により設定された暗証番号と照合し、相違がないことを確認したうえ、当該申請をした者に対して、印鑑登録証明書を交付する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: right;">昭和50年 5 月15日規則第39号</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第9条 区長は、条例第18条の規定による印鑑登録証明書交付の申請があつたときは、印鑑登録証および印鑑登録証明書交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合し、相違がないことを確認したうえ、当該申請をした者に対して、印鑑登録証明書を交付し、かつ印鑑登録証を返付する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、区長は、条例第20条の規定による印鑑登録証明書交付の申請があつたときは、多機能端末機に入力された暗証番号を電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号と照合し、相違がないことを確認したうえ、当該申請をした者に対して、印鑑登録証明書を交付する。</u></p>